

生活管理指導員派遣事業

社会適応が困難な高齢者（65歳以上の虚弱な一人暮らしの高齢者）の方を訪問し、日常生活、家事および対人関係の構築に対する支援・指導を行う事業です。

ただし、介護保険法に規定するよ
うな支援・要介護と認定された方、
または町内の同一区域内に子どもが
居住している場合は、本事業のサー
ビスは利用できません。なお、この
事業には利用料が必要です。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

◆◆◆ 保険

後期高齢者医療制度の 保険料率改定

この度、和歌山県後期高齢者医療
制度の平成28・29年度の保険料率が
決定しましたのでお知らせします。

なお、所得の少ない方などには、今
までどおり、均等割額、所得割額が
軽減されます。さらに、均等割額2割・
5割軽減の対象が拡充されます。

被保険者の方々への保険料の通知
は、所得などによる軽減計算をした
後に7月頃、役場から郵送します。

●保険料率（年額）

平成28・29年度

均等割額／4万4,177円
所得割率／8.93%

※参考 平成26・27年度
均等割額 4万4,730円
所得割率／8.55%

問県後期高齢者医療広域連合

☎073・428・6688

吉備庁舎住民課

◆◆◆ 募集

住宅耐震診断・耐震設計・ 耐震改修（建て替えにも適 用）の補助希望者募集

住宅の耐震化促進のため、また地
震に強いまちづくりを進めるために
『住宅耐震診断』『住宅耐震設計』『住
宅耐震改修（建て替えを含む）』の
補助事業を実施しています。

●受け付け期間／いずれの申請も

4月1日（金）～4月28日（木）

※平日9時～17時

※期間内に募集件数を超えた場合
は、抽選になります。

※期間内に募集件数に満たなかった場合
は、定数まで先着順に受け付けます。
※着工後申請は受け付けできません。

●ご注意ください

町の事業では戸別訪問による耐震

診断や補強工事に関する勧誘は行っ
ていません。

住宅無料点検・補強工事を強要す
る悪質業者にはご注意ください！

【耐震診断事業】

●木造住宅／診断費用を国・県・町の負
担により、無料で診断を受けられます。

●非木造住宅／診断費用を国・県・
町が3分の2補助します（上限額
8万9,000円）。

●補助対象住宅

- ・有田川町内にある民間のもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工された専用住
宅・併用住宅・長屋・共同住宅で、在来工
法（軸組み工法・伝統的工法）であること
- ・地上2階以下で、延べ面積
200㎡以下のもの

●募集件数／有田川町内で30件

【耐震設計補助（建て替えを含む）】

耐震診断の結果、耐震性が低い場
合には、耐震設計（現地建て替え設
計を含む）を行うものに対し費用の
一部を補助する事業です。

●木造住宅／1.0未満（避難重視型は
0.7未満）

●非木造住宅／I s 値0.6未満また
はq値1.0未満

●補助額／耐震設計費の3分の2以
内（上限額13万2,000円）

●募集件数／有田川町内で3件

【耐震改修補助（建て替えを含む）】

耐震診断の結果耐震性が低い場合
には、耐震改修（現地建て替えを含
む）を行うものに対し、費用の一部
を補助する事業です。

●木造住宅／評点が1.0未満の木造住
宅で、評点を1.0以上とする耐震改
修工事（避難重視型は評点が0.7未
満の木造住宅で、評点を0.7以上1.0
未満とする耐震改修工事）

●非木造住宅／I s 値0.6未満また
はq値1.0未満の非木造住宅で、
I s 値0.6以上かつq値1.0以上と
する耐震改修工事

●補助額／改修工事費の3分の2
（上限額60万円）＋国費11.5%（上
限額41万1,000円）以内の額

●募集件数／有田川町内で3件

【耐震ベッド、耐震シエルト補助】
●補助対象／耐震診断の結果、評点
が1.0未満と診断された木造住宅に
居住する世帯

●補助額／補助率3分の2以内（上
限額26万6,000円）

●募集件数／有田川町内で1件

問吉備庁舎建設課・清水行政局建設
環境室